別記

様式第一（第一条関係）（平一四国交令八五・全改）

表

第　　号

身分証明書



住　所

氏　名

右は、土地収用法第十一条第三項の規定により起業者の命令の委任に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。

年　　月　　日

起業者の氏名又は名称　　印

裏

土地収用法抜すい

第十一条

3　前項の規定によって都道府県知事の許可を受けた起業者又は第一項但書の規定によって都道府県知事に通知をした起業者は、土地に、自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。

第十五条　第十一条第三項の規定によって他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証（起業者が国又は地方公共団体である場合を除く。）を携帯しなければならない。

3　前二項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があったときは、示さなければならない。

第三十五条　第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があった後は、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、事業の準備のため又は次条第一項の土地調書及び物件調書の作成のために、その土地又はその土地にある工作物に立ち入って、これを測量し、又はその土地及びその土地若しくは工作物にある物件を調査することができる。

備考

一　起業者においてその職員に対して通常発行している身分証明書がある場合は、当該身分証明書をもって本様式の証票に代えることができること。

二　不要の部分は消すこと。